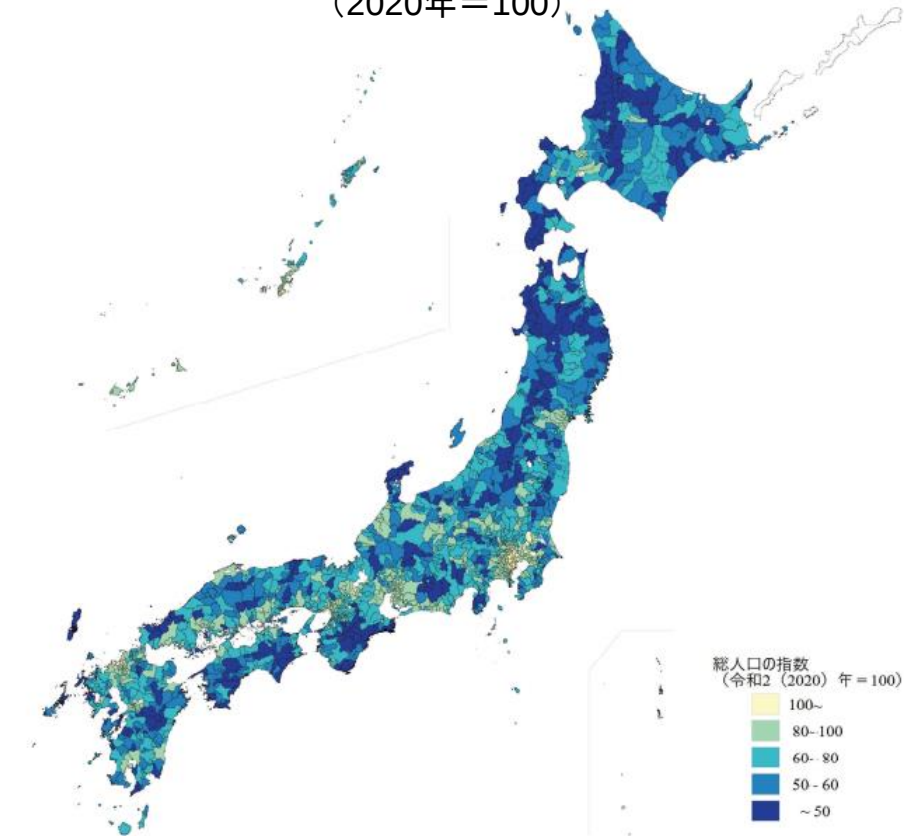


国土の管理構想について

国土交通省国土政策局総合計画課
国土管理企画室

- 2050年には2020年比で東京都を除く46道府県で人口減少。11県では30%以上減少。約2割の市区町村では人口が半数未満に。
- 高齢化率（※）は全国で37.1%（2020年：28.6%）となり、25道県では40%を超える。

2050年の総人口の姿
(2020年=100)



(※) 高齢化率とは総人口に占める65歳以上人口割合を示す。
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(令和5(2023)年推計)」より作成。

各圏域別総人口の姿

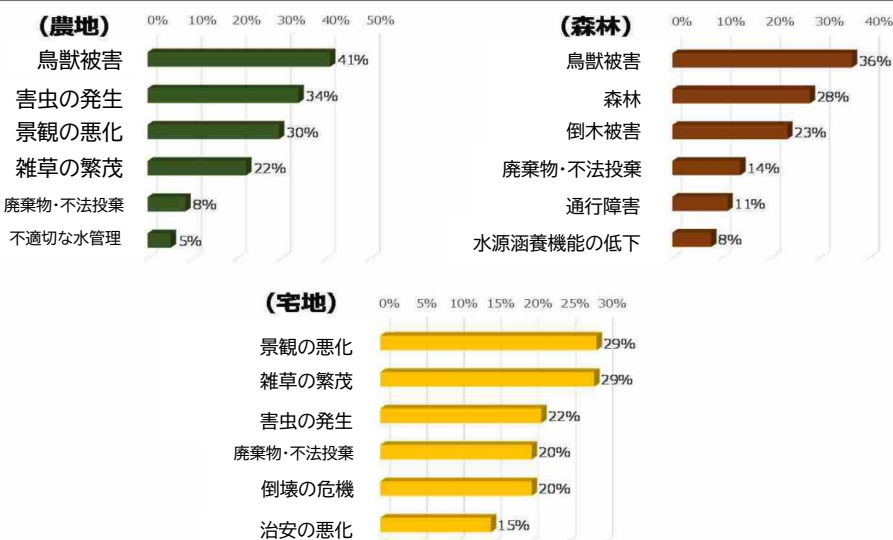
	2020年	2050年	増減率
北海道	522万人	382万人	▲26.8%
東北圏	861万人	589万人	▲31.6%
首都圏	4,446万人	4,113万人	▲7.5%
(うち東京都)	(1,405万人)	(1,440万人)	(+2.5%)
北陸圏	514万人	376万人	▲26.8%
中部圏	1,697万人	1,390万人	▲18.1%
近畿圏	2,054万人	1,650万人	▲19.7%
中国圏	725万人	557万人	▲23.2%
四国圏	370万人	260万人	▲29.7%
九州圏	1,278万人	1,013万人	▲20.7%
沖縄県	147万人	139万人	▲5.4%
国内総人口	12,615万人	10,469万人	▲17.0%

2050年に人口が30%以上減少する県 ※()は減少率

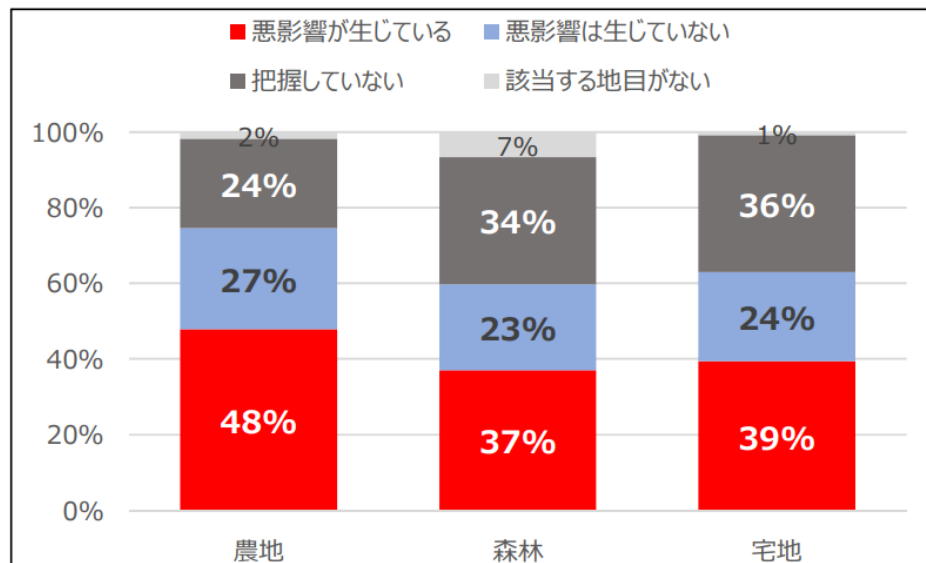
秋田県(▲42%)、青森県(▲39%)、岩手県(▲35%)、高知県(▲35%)、長崎県(▲34%)、山形県(▲33%)、徳島県(▲33%)、福島県(▲32%)、和歌山県(▲32%)、山口県(▲31%)、新潟県(▲31%)

- 国市区町村への管理不全土地に関するアンケート調査（H29年国土交通省調査）を実施したところ、農地・森林・宅地に共通して、①鳥獣被害・虫害・雑草の繁茂、②景観の悪化、③災害、④不法投棄・治安の悪化等の悪影響について指摘。

土地が放置されたことによる主な悪影響



土地が放置されたことによる悪影響の有無の認識



(人口減少による土地利用の懸念)



空き家



放棄された農地



管理されない森林



通れなくなった小道



空き家

人口減少がどんどん進むと・・・

今までどおりの管理・
活用のやり方や体制の
ままの場合

空き家の増加

耕作放棄地の増加

森林の手入れ不足

農地・森林の荒廃

地域の生活環境の悪化

鳥獣被害の増加

防災・防犯の不安

景観の悪化

地域の魅力の低下

さらに悪循環 今後不安は次の世代へ



管理されない森林

具体策の必要性

- ✓ 人口減少に対応した国土の利用・管理のあり方
- ✓ 国民参加、多様な主体の参画による国土管理

「国土の管理構想」の策定（令和3年6月）

人口減少下の適切な国土管理のあり方を示すもの。

国だけではなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針

国土の管理構想

(国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会での議論を踏まえ、R3.6 とりまとめ)

背景・基本的な考え方

- 近年、人口減少・高齢化等の進行によって土地需要が低下し、低・未利用地や空き家の増加、農地の荒廃など、管理が行き届かなくなる土地の発生等による課題が発生
- 人口減少下では、**全ての土地についてこれまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難**
- **優先的に維持したい土地を明確化、管理方法の転換等**を進めることが重要
- 地域住民の発意と合意形成を基礎とした地域主体の取組と多様な主体の参加・協働による国土管理の推進が必要

「国土の管理構想」の概要

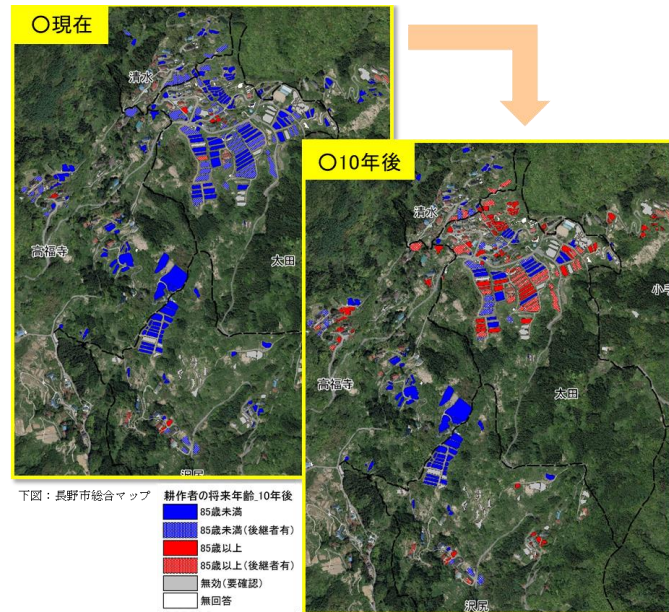
- 「国土の管理構想」は、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示したもの。分野横断的・統合的に国土全体の管理の在り方を提示
- 国だけでなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針
- 都道府県・市町村・地域（集落等）の各レベルで、人口や土地の管理状況等についての現状把握・将来予測を行い、**目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想**を策定。市町村や地域では、これを**地図上に見える化（管理構想図）**
- 各レベルにおける策定を推奨し、特に中山間地域などを中心に、市町村や地域における取組が進むことを期待

今後の取組

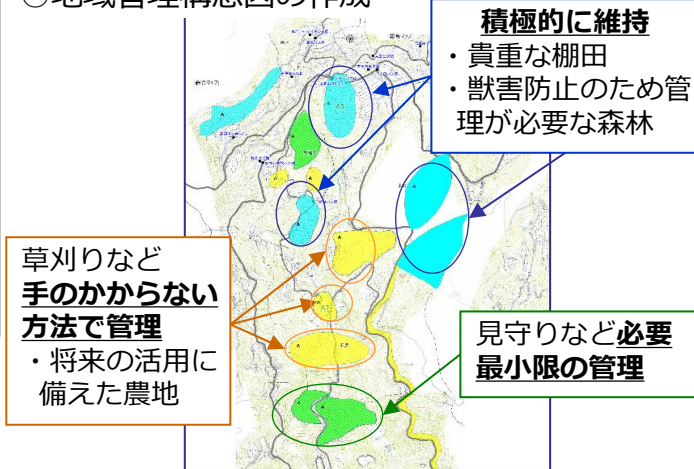
- 市町村や地域における取組の推進に向け、事例の形成や人材育成などにより取組の後押しを図る

長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○現況図及び将来予想図の作成



○地域管理構想図の作成



国土の管理構想

<R3.6とりまとめ>

策定主体：国

- 長期的視野・広域的視点からの国土全体の管理の在り方を提示
- 都道府県、市町村、地域の各レベルにおける管理構想の策定方法等を示す

都道府県管理構想

策定主体：都道府県

- 流域等の広域的視点から都道府県土全体として目指す管理の在り方を示す
- 現状把握・将来予測により、管理すべきエリア、市町村・地域で対応すべき課題について判断するための視点、広域的な市町村間の調整について整理

市町村管理構想

策定主体：市町村

- 現状把握・将来予測により、市町村土全体として目指す管理の在り方、管理すべきエリアと対応すべき課題、必要な措置等を示す
- 管理すべきエリア等を市町村管理構想図として地図化

地域管理構想

策定主体：地域（集落等）

- 住民自ら地域の将来像を描き、土地の管理の在り方を地域管理構想図として地図化
- 管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示す

- 都道府県・市町村・地域の各レベルで、管理構想の策定を推奨

市町村・地域管理構想の記載内容

市町村管理構想

- [策定主体]市町村
 [対象範囲]行政区域全域を対象
 (特に市街化区域及び用途地域以外)
 [計画期間]概ね5～10年
 (20～30年の将来を見据える)

市町村管理構想の記載内容:

①市町村土の管理に関する基本構想

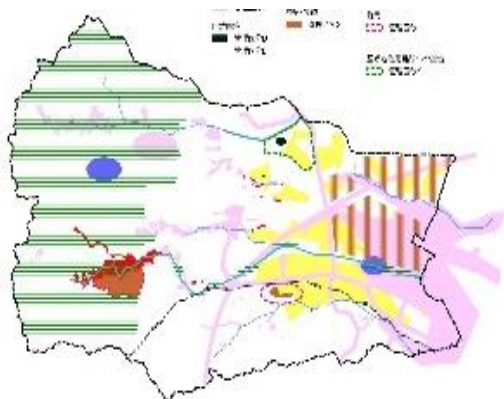
- ・現状把握と将来予測
- ・市町村土の管理の在り方
- ・対応すべき課題と管理すべきエリア
 (地域管理構想を優先的に策定すべきエリアを含む)

②必要な措置の概要

- ・課題への対応の方向性・取組
- ・地域管理構想策定に向けた支援
- ・地域住民主体による管理の取組が難しい場合の市町村の取組
- ・市町村管理構想のモニタリング・見直し等

③市町村管理構想図(①に掲げた内容の図示)

<市町村管理構想図のイメージ>



地域管理構想

- [策定主体]地域住民(必要に応じて市町村が支援)
 [対象範囲]集落や旧小学校区単位など
 [計画期間]概ね5年(10年程度の将来を見据える)

地域管理構想の記載内容:

①地域の現状と将来予測

(地域資源・土地利用課題の現況・将来予想図)

②地域全体の土地利用の方向性

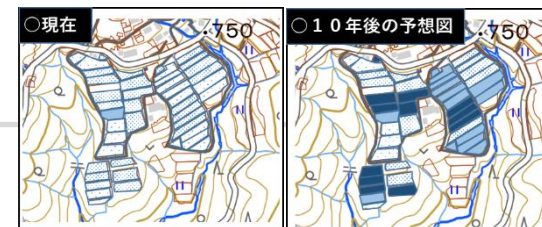
③地域管理構想図

④行動計画表

⑤地域としてのルール

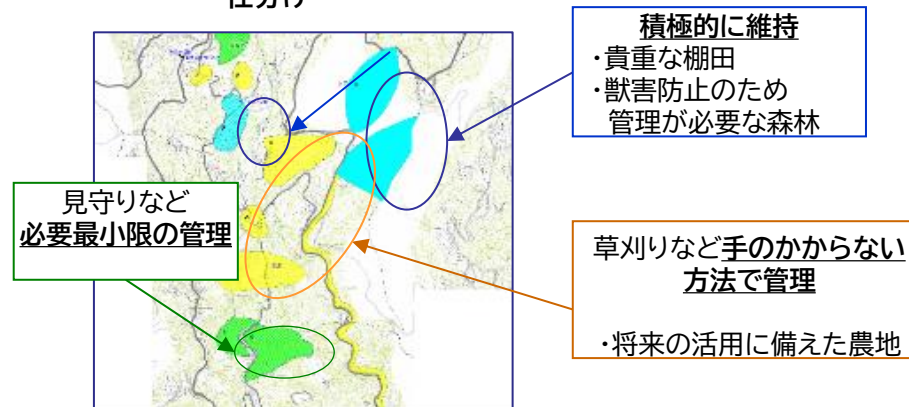
⑥取組の進捗管理体制

<現状と将来予測> 例:現状耕作者の年齢



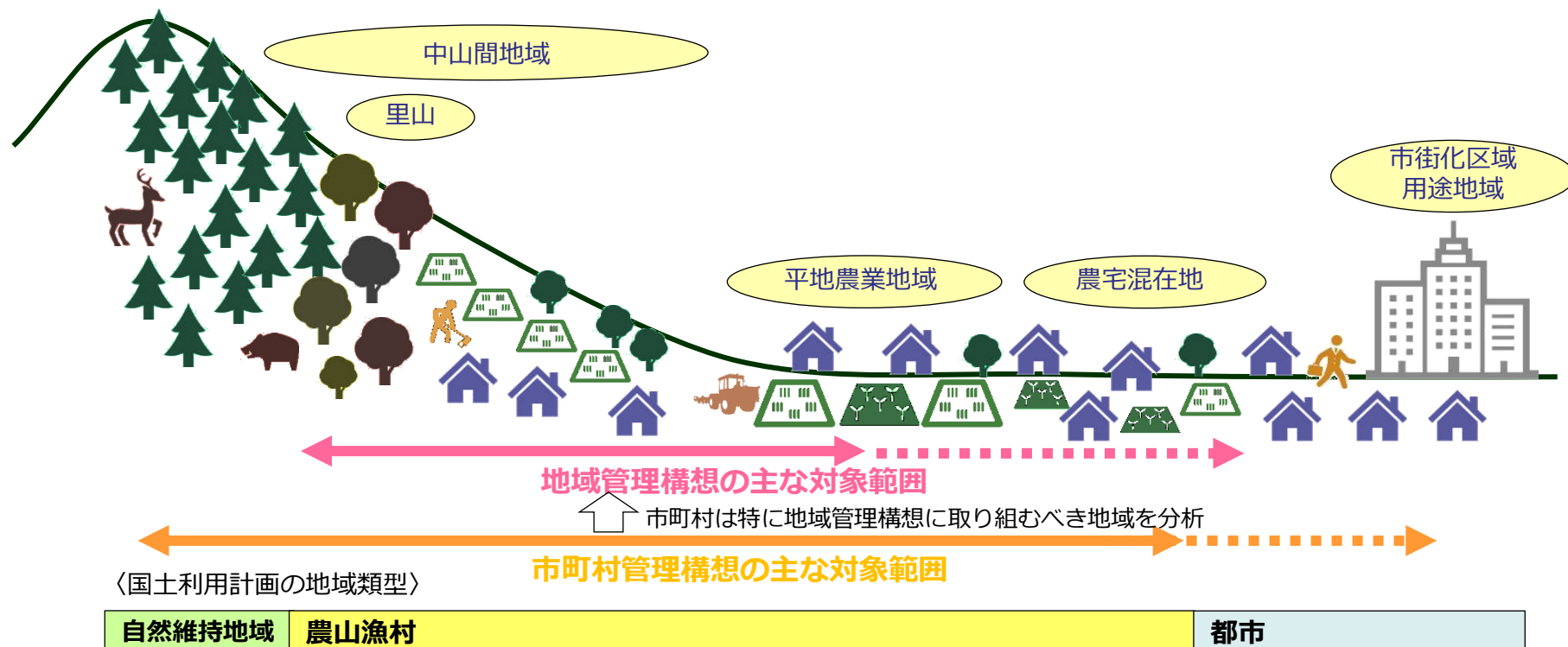
<地域管理構想図のイメージ>

3段階の管理の方向に 仕分け



市町村管理構想・地域管理構想の検討のポイント

- 市町村管理構想は行政区域全域を対象（特に市街化区域・用途地域以外を対象）
市街化区域及び用途地域は都市計画マスタープランや立地適正化計画の議論が進展していること、課題の深刻化が進んでいる都市計画区域外の中山間地域や地目混在している地域を優先的に議論する必要があるため。
- 地域管理構想は、話し合いや合意形成可能な単位で設定（例：集落、自治会、小学校区での単位など）
 - ・ 中山間地域を中心に課題の深刻度が高い地域から優先的に取組を実施
全ての地域で地域管理構想の完成を目指す必要はなく、地域の状況に応じて取組に強弱を付けるため。
 - ・ 地域管理構想は、地域の状況に応じて、市町村より策定の働きかけを行うことを期待



ステップ① 事前準備・機運醸成

- ・ ワークショップに参加する主体の整理
- ・ 対象地域の設定 等

ステップ② 地域の現状把握と将来予測

- ・ 地域の魅力・資源、守りたい土地、過去の地域づくりの取組等の把握
- ・ 農地（耕作者年齢、後継者有無等）や空家の現況図の作成
- ・ 農地や空家の10年後を図示し、将来予想図を作成

ステップ③ 地域管理構想図の作成

- ・ 優先的に利用を持続したい土地や、その土地の利用・管理の方向性を検討
- ・ 地図上に見える化

ステップ④ 行動計画と地域のルール作成

- ・ 利用・管理の手法や実施主体等を整理して行動計画を作成
- ・ 地域で共有しておくべきルールを設定

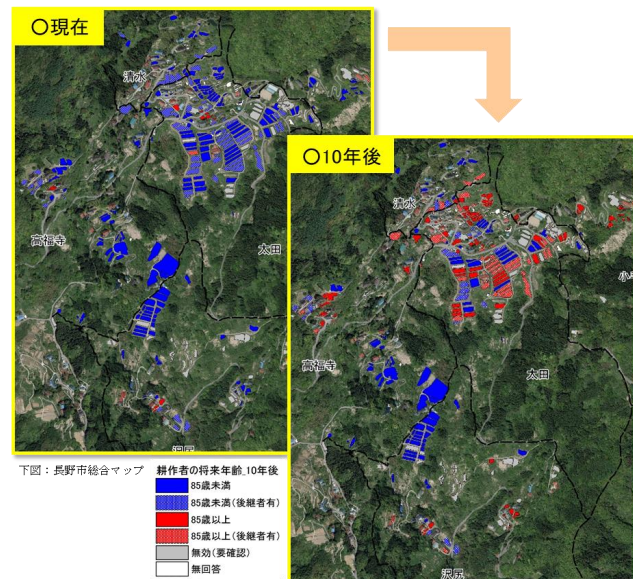
○行動計画の作成

取組目標：10年後も板倉の棚田（景観）の維持・継承できる体制・しくみの構築

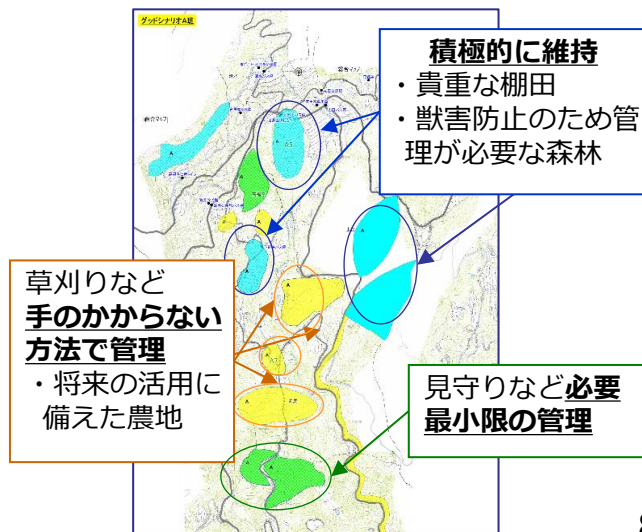
項目	着手時期（2020年度～2030年度）				地域内住民		地域外住民		組織・団体			行政		
	着手済	来年度から 2021年度～	5年以内 ～2025年度	5年以降 2026年度～	所有者	その他	関係者	その他	事業者	自治協	その他	中農支所	長野市	長野県
ア 所有者の将来意向の把握	○													
イ 鳥獣被害対策		○			○		○						○	
ウ 農業機械の共同購入		○			○		○						○	
エ 地域の心の拠り所としての認識の共有・伝承		○			○	○	○	○		○		○	○	
オ 地域住民や移住希望者の耕作希望の把握			○			○	○	○						
カ 所有者の以外の耕作希望者の募集				○		○	○	○						
キ 集落営農組織化				○	○	○	○	○			○			
ク 栽培作物・手法の統一化				○	○	○	○	○						
ケ 販路の確保				○	○	○	○	○	○					○

長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○現況図及び将来予想図の作成



○地域管理構想図の作成



ステップ① 市町村土の現状把握と将来予測

- 基礎情報から現状把握を行い、今後10年の見通しを立てる

✓ 集落維持可能性

人口・高齢化率 等

✓ 土地の管理状況及び課題認識

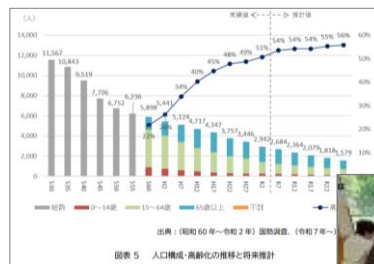
荒廃農地の状況・森林管理状況 等

✓ 土地の維持すべき機能・資源

文化・景観・自然・観光 等

✓ 管理水準の低下によりリスクが高まる可能性があるエリア

鳥獣被害・災害リスク 等



ステップ②-1 対応すべき課題と管理すべきエリアの整理

- 将来予測される市町村の姿（このまま進んだ将来・目指したい将来）を検討
- 課題に対する取組や方向性を検討
- 課題が懸念されるエリアを示した上で、管理すべきエリアを検討

ステップ②-2 市町村内の意見交換

ステップ②-3 地域への聞き取り

ステップ②-4 広域的な視点による整理

ステップ③ 市町村管理構想・管理構想図の作成

市町村管理構想の記載内容

①市町村土に関する基本構想

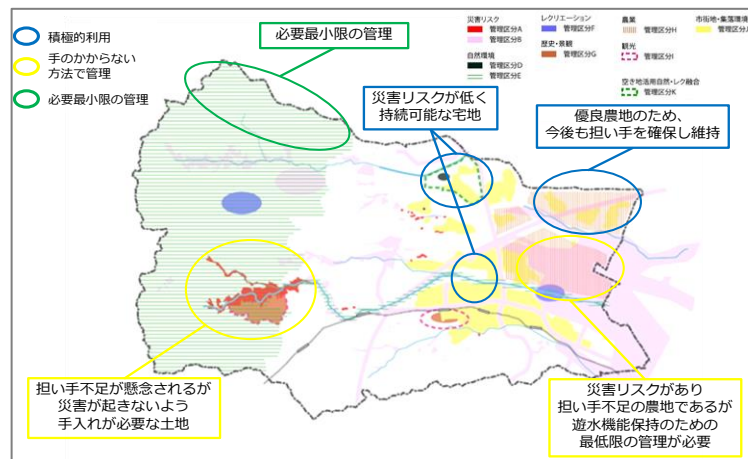
- 現状把握及び将来予測
- 市町村土の管理のあり方
- 対応すべき課題と管理すべきエリア

②必要な措置の概要

- 課題への対応の方向性・必要な取組
- 地域管理構想策定に向けた支援 等



図示

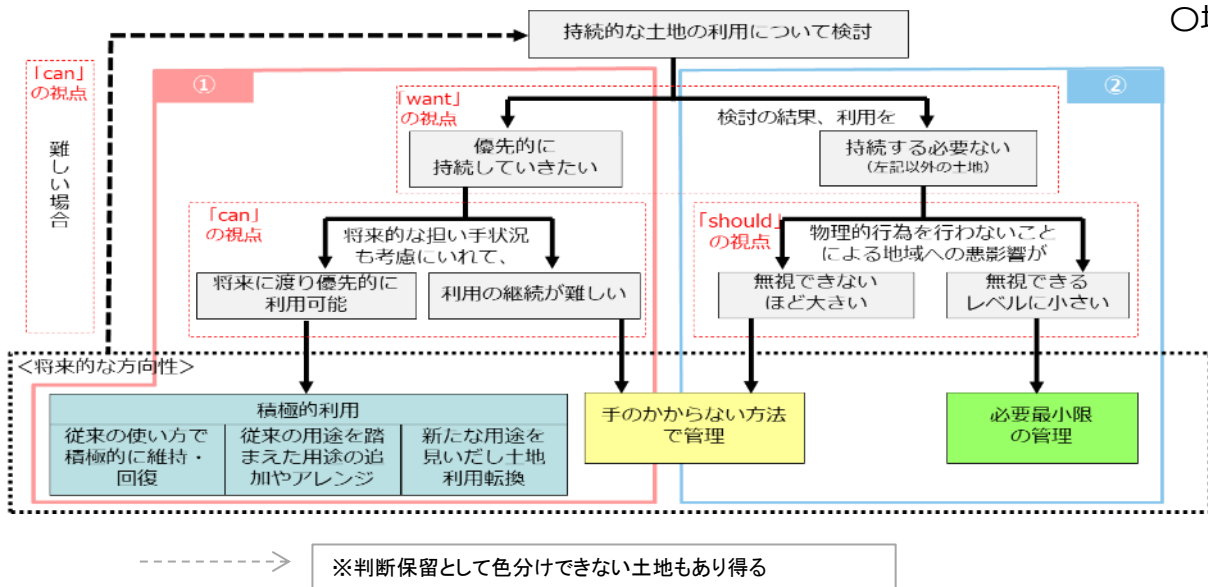


必要に応じて、地域レベルの構想検討に着手

地域管理構想図の策定

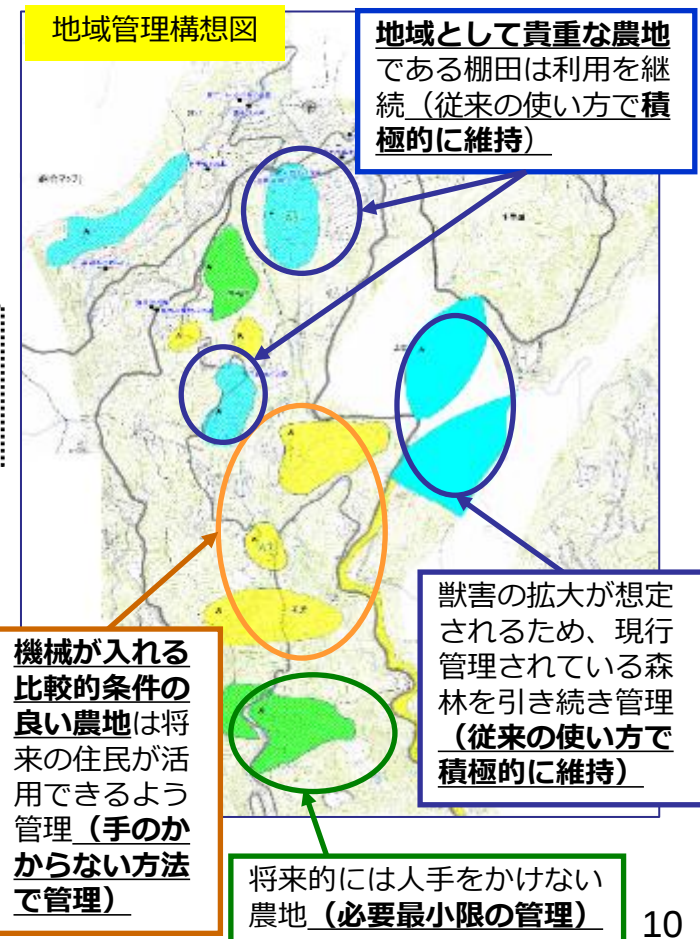
- ✓ フロー図を参考に地域で選択した土地の使い方を具体的に地図上で見える化
(一筆ごとではなくまとまったエリアとして検討。判断保留として色分けできない土地もあり得る)

○フロー図



長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○地域管理構想図の作成

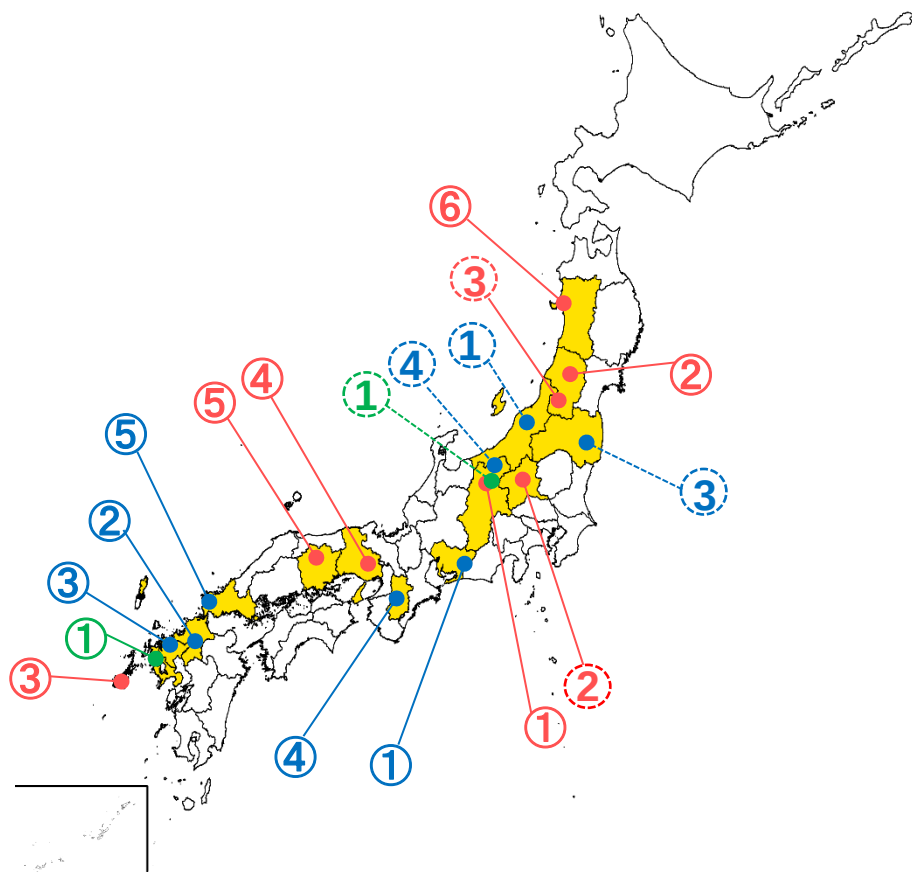


策定状況(令和7年7月時点)

都道府県管理構想: 1県 策定済(1県検討中)

市町村管理構想 : 5市町村 策定済(3市町検討中)

地域管理構想 : 6地域(8地区) 策定済(3地区検討中)



都道府県管理構想

①長崎県 (R7.3)

<検討中>

★①長野県 (R7～)

市町村管理構想

①愛知県東栄町 (R5.4)

②福岡県うきは市(R6.3)

③佐賀県みやき町(R6.3)

④奈良県野迫川村 (R7.3)

⑤山口県下関市 (R7.6)

<検討中>

★①新潟県長岡市 (R4～)

★②福島県三春町 (R6～)

★③長野県飯山市 (R6～)

地域管理構想

①長野県中条地区(伊折区) (R3.3)

②山形県天童市田麦野地区 (R6.3)

③長崎県五島市岐宿町 (R6.5)

④兵庫県宝塚市西谷地域中部地区・下佐曽利地区(R6.6)

⑤岡山県真庭市落合地域吉地区・寄江原地区 (R7.3)

⑥秋田県三種町下岩川地区 (R7.3)

<検討中>

★①兵庫県宝塚市西谷地域上佐曽利地区 (R6～)

※ ④兵庫県宝塚市西谷地域管理構想に追加予定

★②群馬県みなかみ町上組区 (R7～)

★③山形県飯豊町中津川地域 (R7～)

※ 長崎県、佐賀県みやき町、兵庫県宝塚市上佐曽利地区を除き、
国交省のモデル/実証事業又は伴走支援により支援

※ R7年度国交省実証事業(★)・伴走支援実施箇所(★)

愛知県東栄町における モデル事業（市町村管理構想）の取組

- ・ R2年度より、愛知県東栄町において市町村管理構想のモデル事業の取組を実施
- ・ R3年度に素案を作成し、R4年度の住民意見の反映作業を経て、R5年度に東栄町管理構想を策定

■対象地域：愛知県東栄町

■町の概要：

- ・ 人口等：人口 2,942人、高齢化率 50.8%、若年人口率 8.7%（R2年国勢調査）
- ・ 面積：123.38 km²（うち、約91%が山林・原野、森林の約8割が人工林）
- ・ 役場職員数：112人、うち一般行政職部門 99人（H31年4月1日時点）

■検討体制：担当課（振興課）を中心としたワーキンググループによる検討・調整と、職員研修として庁内職員の検討会を開催し、意見交換・議論を実施。



【モデル事業の主な経過】

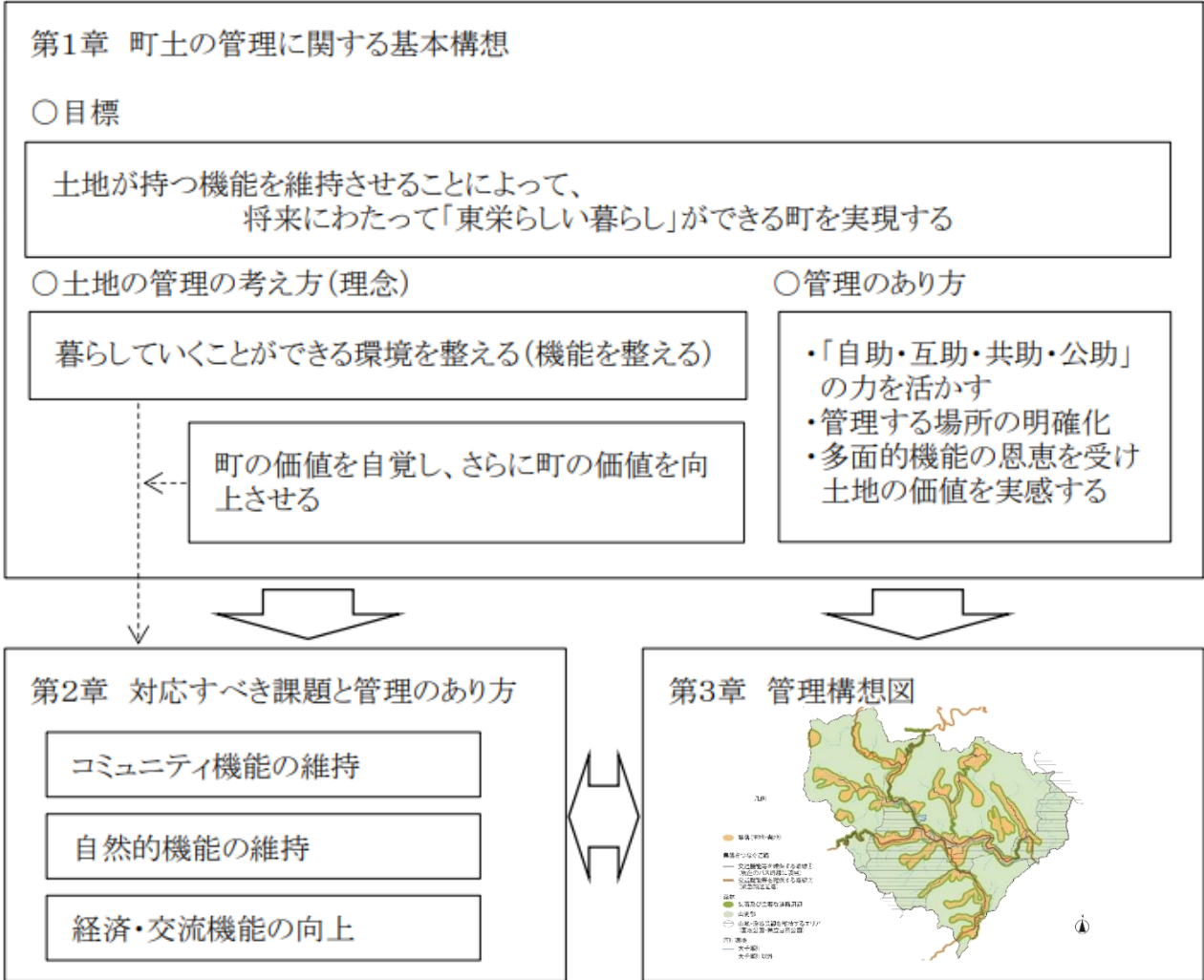
- ・ R2.11月～
 - 町保有データ、国勢調査等のデータ等の収集・整理＜ステップ①＞
 - 土地・資源の管理の現状、課題、将来予測について情報抽出・整理＜ステップ②-1＞
- ・ R3.3月
 - **第1回検討会（職員研修）**（基礎情報の共有、現状・将来の課題の整理、必要な取組等の検討）＜ステップ②-2＞
- ・ R3.3～4月
 - 住民（区長、民生委員等）アンケートによる地域の実態調査＜ステップ②-3＞
- ・ R3.11月
 - **第2回検討会（職員研修）**（将来の町の姿と対応すべき課題・エリア・必要な取組の意見交換）＜ステップ②-2＞
- ・ R4.1月
 - **庁内関係各課ヒアリング**（市町村管理構想骨子案作成。素案作成に向け記載事項について分野ごとに意見照会）＜ステップ③＞
- ・ R4.3月
 - **第3回検討会（職員研修）**（管理構想の作成経過報告。管理の必要性や管理について参加者ができることの意見交換）＜ステップ③＞
- ・ R4.3月
 - **東栄町管理構想（素案）の作成**
- ・ R5.1月～
 - 土地利用計画住民ワークショップ（町独自事業R5.8月～R6.1月）で把握した意見を素案に反映
- ・ R5.4月
 - **東栄町管理構想策定**

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、20～30年先の将来を見据えた土地の管理のあり方や、町として管理すべきエリアと対応すべき課題等を示し、住民・行政等が共有する指針として、令和5年4月に策定
- 町の最上位計画である第6次東栄町総合計画に即して策定。将来的には、「東栄町土地利用計画」(※)の中に位置付けることも想定(※)国土利用計画(東栄町計画)に相当

第1章 町土の管理に関する基本構想
東栄町の土地の管理に関する概況について整理するとともに、今後、東栄町において土地の管理を進める上で基本とするべき考え方や管理のあり方を示した。

第2章 対応すべき課題と管理のあり方
第1章で示した「東栄町らしい暮らし」の基盤となる3つの機能(コミュニティ機能、自然的機能、経済・交流機能)ごとに、土地の管理の面から対応すべき課題と課題に対応する管理のあり方、主な措置等を示した。

第3章 管理構想図
第1章及び第2章を踏まえ、土地の管理水準の低下などにより対応が求められるエリアを整理し、その具体的な範囲を管理構想図として示した。



- 今後の住民等への働きかけ、説明のしやすさを考慮した構成にするとともに、結論（町土の管理のあり方）だけでなく、土地の管理の必要性も伝えられるように工夫

第1章 町土の管理に関する基本構想

1. 本町の概要

✓ 東栄町はどんな町か

- 愛知県北東部の町で河川が深い谷を刻む急峻な地形
- 自然環境・集落環境・景観・花祭などの伝統文化、都市へのアクセス性

2. 土地の管理等の状況

✓ 土地の管理はどうなっているか

- 継続的に人口減少、高齢化が進行し、コミュニティの維持に不安が生じている
- 遊休農地・空家等の増加、不在地主化による森林整備の遅れ、管理の担い手不足等が発生

3. 土地の管理水準の低下等の状況とその影響

✓ 土地の管理水準は低下しているか
✓ また、それによる悪影響はあるか
✓ なぜ土地の管理水準は低下しているか

- 農地、森林等を中心に町の至るところで土地の管理水準の低下がみられる
- 鳥獣害、雑草や木の繁茂等による景観悪化・日照・通行阻害等の悪影響が発生
- 管理に必要な資源（人・資金）の不足、森林面積の大きさに起因する負担増大、土地が持つ価値の低下などが背景にある

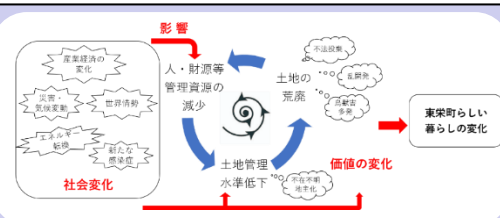
4. 管理の必要性

✓ なぜ土地の管理は必要か

①このままの状態が続く場合

町土の荒廃が進み、土地本来の機能が発揮されなくなり、そして土地の価値が低下し、東栄町が暮らしにくくなる

②暮らし続けられる町を実現するため土地の管理が必要



5. 町土の管理のあり方

✓ これからの土地の管理はどうあるべきか

(1) 目標

土地が持つ機能を維持させることによって、将来にわたって「東栄らしい暮らし」ができる町を実現する

(2) 土地の管理の考え方（理念）

①暮らししていくことができる環境を整える（機能を整える）

コミュニティ機能 自然的機能 経済・交流機能

②町の価値を自覚し、さらに町の価値を向上させる

(3) 管理のあり方（視点）

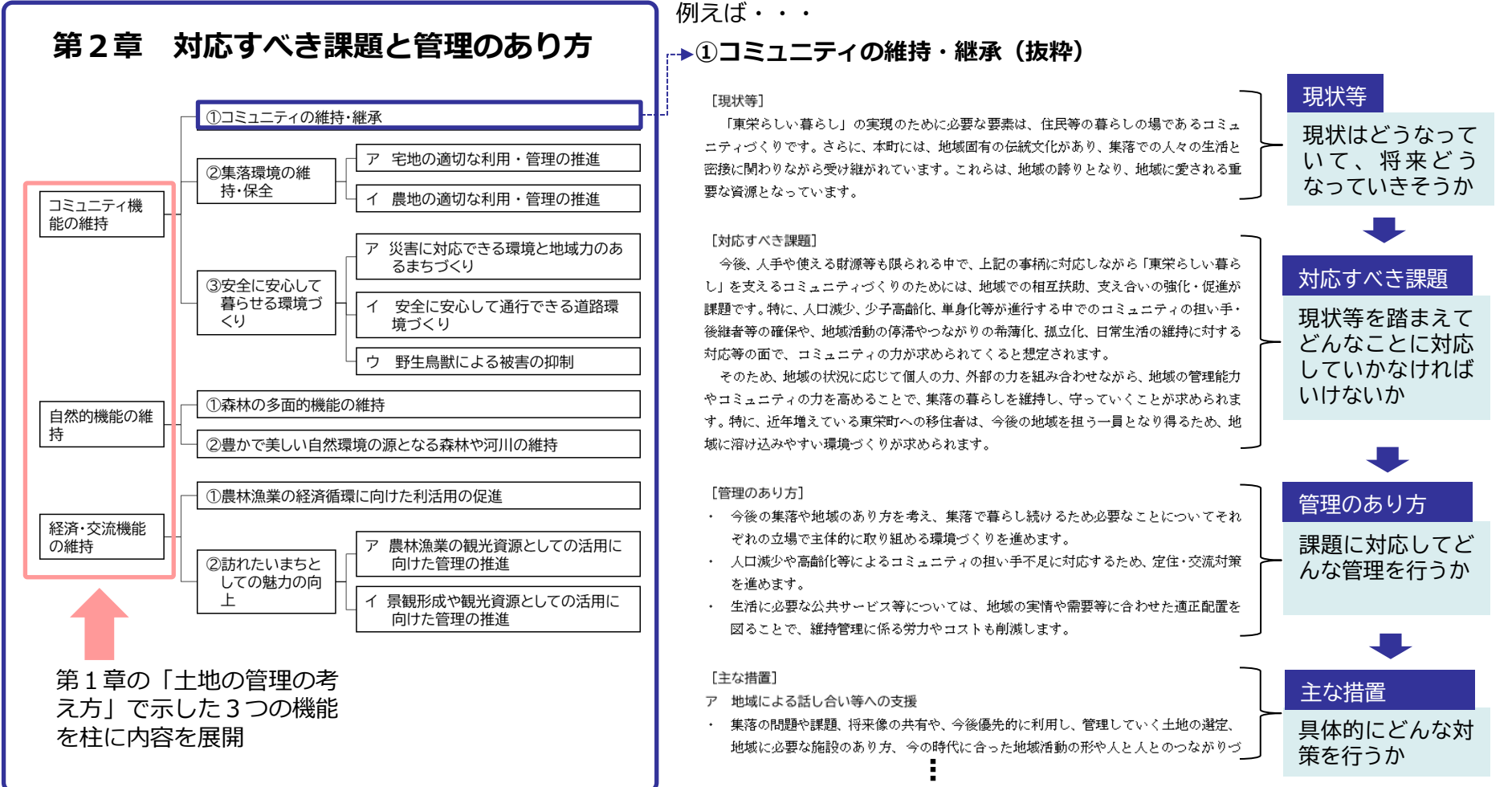
① 限りある資源の中で、「自助・互助・共助・公助」の力を活かした工夫や連携による管理

② 限りある資源の中で、管理する場所の明確

③ 管理する人自らが土地の多面的機能の恩恵を受け、土地の価値を実感する

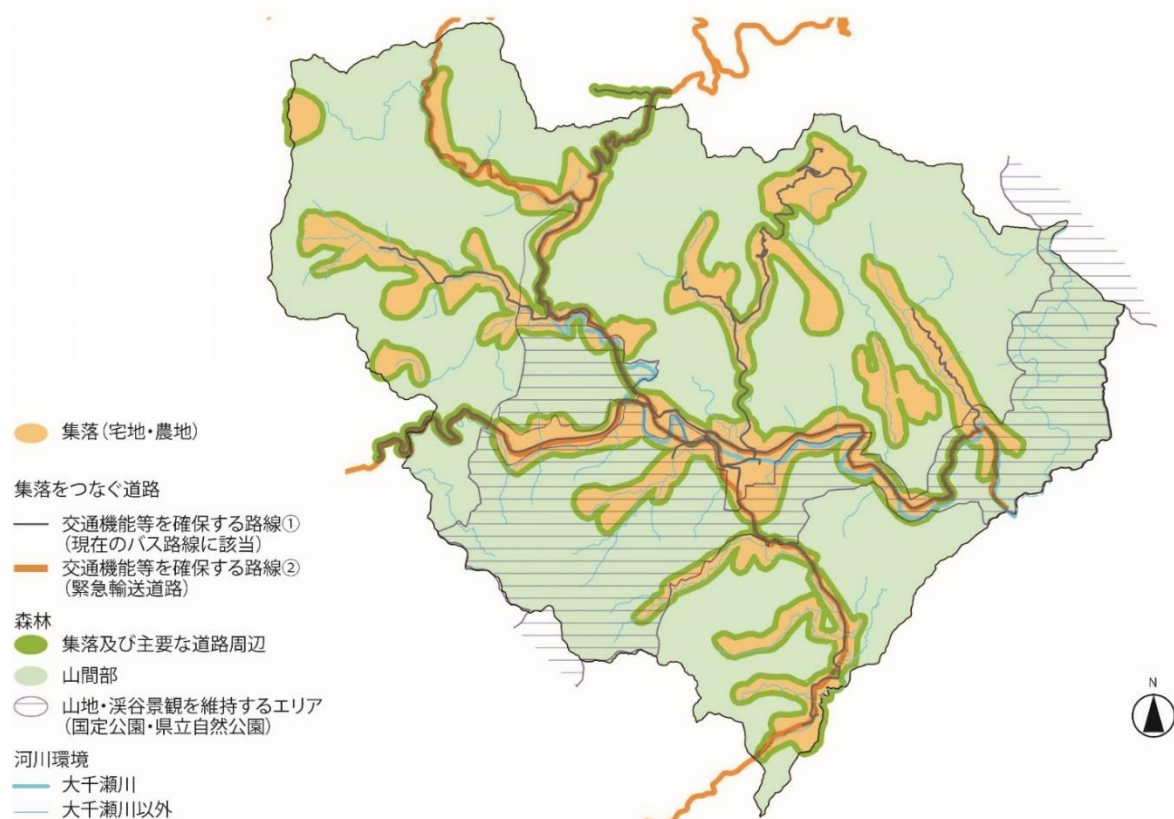
15

- 東栄町らしい暮らしに必要な3つの機能（第1章で提示）について、テーマ別に現状、課題、管理のあり方、主な措置を整理
- 第2章に記載した「管理のあり方」は、全体の基本的な考え方と個別の措置等をつなぐ重要な役割を果たす。全体の考え方を踏まえて、どんな管理を行うのか、この管理を行うことでどんな効果を上げることができるのか、そのためになぜこの措置が挙げられているのか、といった点を説明している



- 第1、2章を踏まえて管理すべきエリアを整理し、管理構想図として図示
- 抱える課題に応じて、町内を3つに大別。特に森林については、集落や主要道路に近いエリアと山奥では課題が異なるため、大まかに線を引いて区分した

管理構想図



管理すべきエリアと管理のあり方

集落(宅地・農地)

- 個人の力と外部の力を組み合わせ管理能力・コミュニティの力の向上
- 東栄らしい集落環境や伝統文化等の維持・保全

森林

集落及び主要な道路周辺

- 森林が持つ多面的な機能の発揮に加え、森林の管理水準の低下による集落の環境への悪影響の両面に配慮

山間部

- 林地の適性や長期的視点に立った計画的かつ効率的な森林管理の推進

集落をつなぐ道路

- 住民や利用者等が安全に安心して通行できるように、沿道の森林管理との連携を取りながら計画的な道路の整備や維持管理の推進

河川環境

- 渓流景観や水環境の維持・保全のための管理
- 地域振興や人々の交流を生む資源としての活用

管理構想に取り組んだことによる効果(地域・市町村等の声)

➤ 地域管理構想関係者

【地域活動の再開】

○管理構想の取組をきっかけとして、地域内の棚田で中山間地域等直接支払制度を再開できた。

【体制整備】

○地元住民だけでなく、移住者、女性、若手、行政職員も含め地域課題を考えることができ、組織で取り組む体制を作ることができた。
空き家対策などでまちづくり協議会と自治会とが連携するという発想の転換もあった。住民同士の連携が強まった。

【問題意識の共有】

○地域の課題などの情報について地域住民や地域に関わる人と共有することで、お互いの理解を深めることができた。
○農地の取組についても、管理構想図(農地)により情報が可視化・整理され、農地所有者や関係者以外の住民にも問題が共有することができた。

【目標の設定】

○懇談会を通じて、地区としての明確な目標とともに、各自の思いが確認できた。それにより、何を最優先するかを決めることができた。
○「集落営農」の取組について、この先10年間の展開まで行動計画として整理できた。
○住民同士の意見交換を通じて森林の価値が再評価され、利用・管理に関する取組意欲が向上した。

➤ 市町村管理構想関係者

【部局間での問題意識の共有】

○庁内の関係部局間で現状や課題認識等の共有が進み、目指すべき将来像や取組の方向性の明確化や共有が図られた。
○それぞれの分野を所管する課が持つ課題には共通項があり、連携や横ぐし機能が必要だと認識できた。

【個別計画への反映】

○「農業振興地域整備計画」と「森づくり基本計画」の改定作業を進めており、これらの改定に当たっては、管理構想の取組も踏まえながら、ある程度優先順位をつけて利用・管理を進めていく観点から、利用の方向性に合わせたゾーニングを進めていく予定。
○ゾーニングについては土地利用計画においても位置付ける方向で検討を進めており、管理構想により、関連計画のより密な連携が図られるようになった。

➤ 有識者

○地域管理構想に取り組むことで、日頃漠然と感じている人口減少や高齢化、耕作放棄地などの課題等について、地域の人たちが集まって情報共有ができる。
○また、共有した地域の課題を解決するために何をすべきかを話し合い、具体化していくためのルールを敷くことができる。
○何もしなければ、なし崩し的に集落の衰退が進んでいくが、地域管理構想に取り組むことは、その歯止めのきっかけとなる戦略的保全を考える有効な手段である。

国土の管理構想で活用可能な事業・制度

①国土交通省による策定支援

	事業名	活用が想定される 管理構想	概要
1	国土管理企画室による支援	都道府県・市町村・地域	モデル事業・実証調査、手引きの作成、講習会の開催等を通じた管理構想の取組・検討支援。

②管理構想の検討に活用可能な事業・制度

1	外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度	市町村・地域	外部の専門家に関する情報提供を行うとともに、招へいに必要な経費について支援(市町村に対する特別交付税措置)。
2	集落支援員制度	地域	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材(集落支援員)の設置、集落支援員による集落の巡回・状況把握、話し合いの実施等に対する支援。
3	所有者不明土地対策事業費補助金	市町村・地域	市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策(所有者不明土地等の実態把握、土地の所有者探索等)や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助。 所有者不明土地等の実態把握により収集した情報を管理構想の策定の参考にすることも可能。

③管理構想の記載内容に応じて活用可能な事業・制度

1	まちづくり連携砂防等事業	市町村	市町村管理構想に位置づけられた地域生活拠点等を保全するため、都道府県による砂防事業(補助事業)への支援。
2	都市再生整備計画関連事業	市町村・地域	市町村管理構想・地域管理構想に位置づけられた地域生活拠点(※)における、まちづくり関連事業への支援。また、立地適正化計画と整合した管理構想等を策定することで、重点配分。 (※)都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分に位置するものに限る。

④管理構想に位置付けた粗放的管理等を実施する上で活用可能な事業

1	最適土地利用総合対策	地域	営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、「土地利用構想」を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援。 ※事業申請に必要な「土地利用構想」について、地域管理構想の内容を記載可能。
---	------------	----	--

上記以外の関係事業について、以下HPにて掲載しています。

○国土交通省HP「国土の管理構想」ポータルサイト <https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku tk3 000132.html>



○令和5年7月に閣議決定した、国土利用計画(全国計画)において、管理構想を全国で進めるとされた。

(策定にあたる財政的・技術的な支援)

- ・令和4年9月に「策定の手引き」を作成。
- ・現在、国土交通省では、実証調査・伴走支援による策定支援を実施
 - 〔・令和7年度は実証調査3件、伴走支援2件支援。〕
 - ※国交省職員による伴走支援を募集中！



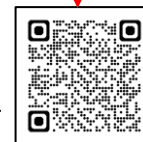
市内職員の検討部会(うきは市)

(有識者等による詳しい講習会)

・管理構想に関する講習会(人材育成研修)を開催

- 〔・R6/10/21管理構想研修会「管理構想を知ろう」を実施
- ・R6/11/19管理構想研修会「管理構想を作ろう」を実施

こちらからアクセスし、昨年度の研修動画を是非ご視聴ください。



市町村管理構想・地域管理構想 講習会
人口減少社会における
土地の利用・管理と地域づくり
～これからの地域の土地の使い方をみんなで考えよう～
令和5年10月19日(木)14:00～16:30(オンライン開催)

講習会の開催

講習会は今年度も秋頃に開催予定です。詳細は今後HP等にてご案内します。

<https://youtu.be/RWG4OZiMtJQ>

(策定負担の軽減)

- ・各自治体における負担軽減のため、管理構想は、都道府県や市町村が作成する国土利用計画と一体的に策定することが可能

- 〔・R5/9/29管理構想と国土利用計画が一体作成可能である旨の局長通知を発出
- ・R6/6/17都道府県管理構想と国土利用計画の一体的作成方法について、局長通知を発出
- ・R6/4/18 都道府県担当者会議を開催し、管理構想の必要性や国交省事業等を説明

こちらからアクセスし、活用可能な事業・制度をご確認下さい。



(地域管理構想の取組に関連する関係各省の事業と制度)

- ・国土の管理構想で活用可能な事業と制度をまとめてHPに掲載

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001880179.pdf>

所有者不明土地対策事業費補助金

○所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助を行う。

所有者不明土地法における制度

市町村による所有者不明土地等対策に関する計画の作成制度
⇒ 計画的な対策の推進

所有者不明土地等対策の
着実な推進

行政的措置(代執行等)を
可能とする制度
⇒ 適正な管理の確保

低未利用土地の
有効利用に取り組む法人の
指定制度
⇒ 民間主体の取組を推進



瓦礫が放置され、雑草の繁茂や不法投棄も発生している管理不全状態の土地



樹木や雑草が繁茂し、有効利用されていない土地

基本事業・関連事業

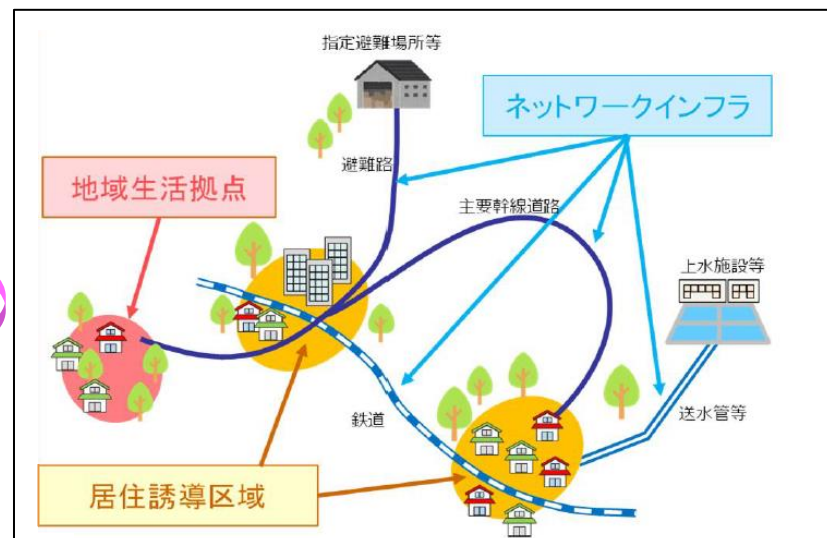
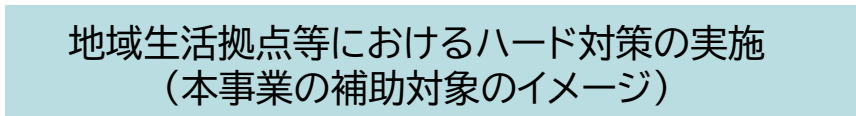
下線部: 関連する記載

- 施行者: 地方公共団体、推進法人※ 等
※ 市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人
- 補助対象: 所有者不明土地対策計画 (一定の要件を満たす既存計画を含む) に基づく以下の取組
 - ・ 所有者不明土地等の実態把握
 - ・ 所有者不明土地対策計画の作成
 - ・ 土地の所有者探索や、土地の利活用のための手法等の検討
 - ・ 土地の管理不全状態解消 (門、塀等の工作物や樹木の除去等)
 - ・ 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための法務手続等
 - ・ 上記の基本事業と合わせて実施することが必要な関連事業 等
- 補助率:
 - ・ 地方公共団体が施行者の場合: 1/2*
 - ・ 推進法人等が施行者の場合: 1/3 (地方公共団体負担1/3*)
 - ※ 地方公共団体負担分について、特別交付税措置を講じる(措置率 最大1/2)

モデル事業

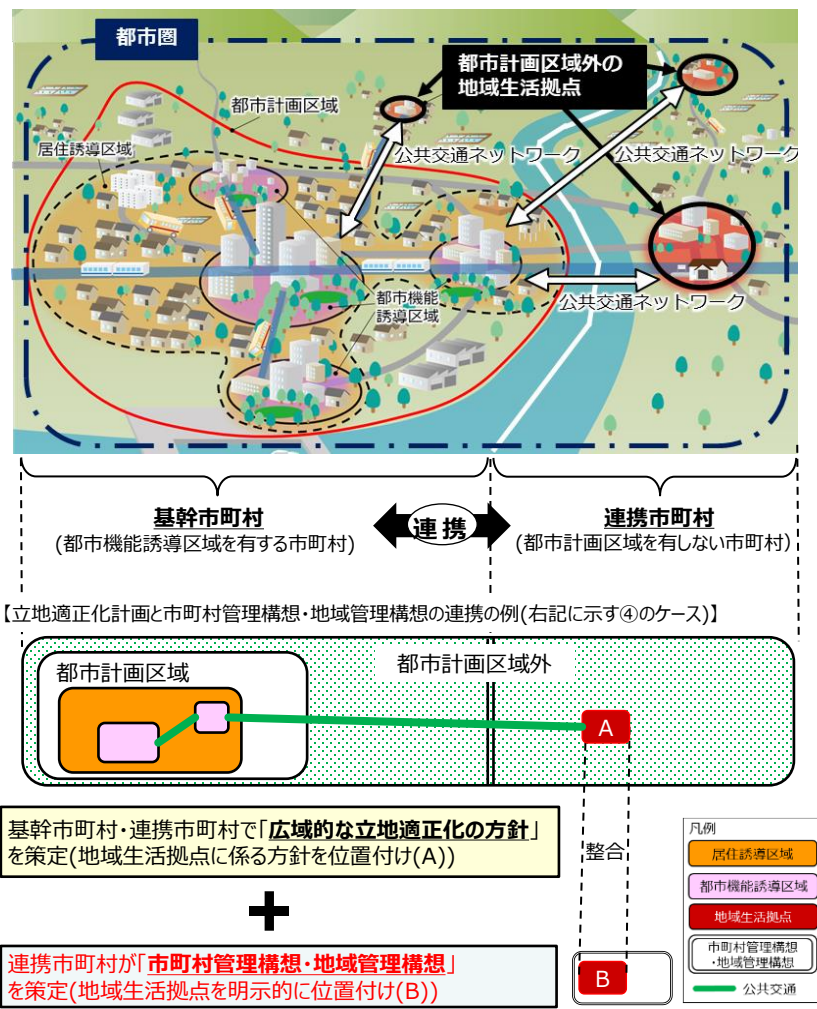
- 施行者: 特定非営利活動法人、民間事業者、地方公共団体 等
- 補助対象:
 - ・ 推進法人の指定の円滑化に資する取組
 - ・ 市町村の既存計画に基づく空き地の利活用等を図る取組 等
- 補助率: 定額

- 地域生活拠点等におけるソフト対策の実施
(管理構想における地域生活拠点の位置づけイメージ)



22

○都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援。



施行地区要件

※管理構想関係部分を赤塗

- 都市計画区域外の地域生活拠点
- 地域生活拠点**：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分）。
- 【都市構造再編集集中支援事業①②、都市再生整備計画事業③④、まちなかウォカブル推進事業①～④、都市・地域交通戦略推進事業①～④】
- ① 基幹市町村の立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域。
 - ② 基幹市町村の立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、拠点として位置付けられた区域。
 - ③ 基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
 - ④ 基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- 上記①～④と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通ネットワーク
【都市・地域交通戦略推進事業】
- 「立地適正化計画」又は「広域的な立地適正化の方針」と「市町村管理構想・地域管理構想」をともに作成し、整合が図られている場合、重点配分。
【都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォカブル推進事業】

支援対象の追加

- 地域生活拠点において、誘導施設相当施設を新たに基幹事業に追加。
【都市再生整備計画事業】
- 現行で立地適正化計画を要件としている事業*について、地域生活拠点に位置付けられた地区で実施するものを含めて支援対象に追加。【都市・地域交通戦略推進事業】
- *交通まちづくり活動推進事業、駐車場の整備、歩行空間の整備、歩行活動の増加に資する施設の整備、路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備、鉄道施設等の整備

補助率かさ上げ(1/3→1/2)【都市・地域交通戦略推進事業】

- 地域生活拠点に位置付けられた地区で実施する事業及び地域生活拠点に位置付けられた地区と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通に係る事業について、補助率をかさ上げ。

○国土の管理構想に関する資料、情報の掲載先

■ポータルサイトによる情報提供

- 「国土の管理構想」本文のほか、策定の手引き、取組事例、モデル事業の公募などの情報を掲載
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html

■国土の管理構想（令和3年6月）と 国土管理専門委員会 最終とりまとめ

- 「国土の管理構想」の本文や概要などを掲載
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/kokudo03_sg_000246.html

■市町村管理構想・地域管理構想の策定の手引き

- 具体的な事例を交えながら策定プロセスをわかりやすく
※内容は絞っているため、詳細を知りたい場合は「国土の管理構想」本文へ
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000137.html

■国交省YouTubeチャンネル

- 過去の講習会のアーカイブ動画を配信中！
・入門編 市町村管理構想・地域管理構想講習会（令和5年10月）
https://youtu.be/Wv6q_PhWCsc（※国土交通省YouTubeチャンネルに移動します）

国土計画			
国土政策トップ・国土計画・地方振興・サイトマップ			
ホーム > 政策・施策 > 国土計画 > 国土計画 > 「国土の管理構想」に関する取組事例			
「国土の管理構想」に関する取組事例			
これまで地域管理構想や市町村管理構想の策定に向けて取り組んでいる事例を紹介します。 取組状況は進捗に応じて随時更新していきます。			
地域管理構想			
地域名	検討期間	取組概要等	管理構想
長野県長野市中条地区（伊折区）	H31.1～R3.3（策定済み）	（検討の途中経過） ワークショップ実施状況報告（第1回～第3回） ワークショップ実施状況報告（第4回） ワークショップ実施状況報告（第5回～第6回）	いおりの地域づくりみらい 戦略
山形県天童市田妻野地区	R3.11～実施中	取組概要	田妻野みらい計画
兵庫県宝塚市西谷地域（中部地区・下谷利地区）	R4.7～実施中	取組概要	—
秋田県三種町下岩川地区	R5.4～実施中	取組概要	—

各モデル事業地域の取組概要は、ポータルサイトに掲載しています。（随時更新中）

<問い合わせ先>

03-5253-8359

hqt-kanrikoso@gxb.mlit.go.jp